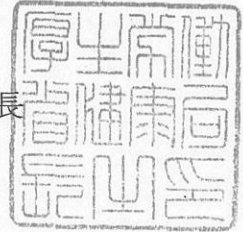


各〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕殿
〔特別区区长〕

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部改正及び結核医療の基準の全部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第183号）が、平成20年12月26日に、結核医療の基準の全部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第16号）が、平成21年1月23日にそれぞれ公布され、いずれも同年2月1日から施行されることである。

今回の改正の概要は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、円滑な運用にあたられたい。

記

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）の一部改正

規則第20条の2第4号に規定する赤血球沈降速度検査については、近年の科学的知見等を踏まえると、効率的な検査方法であるとは考えにくいと判断されることから、削除したこと。

第2 結核医療の基準（平成19年厚生労働省告示第121号）の全部改正

1 検査に係る事項

- (1) 赤血球沈降速度検査を削除したこと。
- (2) 単純エックス線検査及び必要に応じCT検査を行う旨追記したこと。
- (3) 結核菌培養検査を実施した場合は、必ず薬剤感受性検査を実施すること、結核菌培養検査が陰性となった後に実施した同検査において陽性が確認された場合等は、直近の検査で検出された結核菌について必ず薬剤感受性検査を実施すること

を明記したこと。

- (4) 潜在性結核感染症の検査について規定したこと。

2 化学療法に係る事項

- (1) RBTを、新たに使用できる抗結核薬として規定したこと。
- (2) KM、EVMの使用原則等の個別の抗結核薬の使用方法については、初回治療及び再治療の薬剤選択の一環として規定されていたが、抗結核薬の使用に係る留意事項として、まとめて整理したこと。
- (3) 近年の科学的知見を踏まえ、薬剤選択について見直しを行ったこと。
- (4) 間欠療法に係る規定を追加したこと。
- (5) 化学療法の薬剤選択や薬剤の使用方法については、投与基準量等の詳細な規定を削除し、患者の症状等に応じた医師の柔軟な対応を可能としたこと。
- (6) 肺結核の化学療法において、現行の初回治療と再治療のそれぞれにつき薬剤選択や治療期間等を規定していた構成を改め、治療開始時、薬剤感受性検査判明時、潜在性結核感染症治療時のそれぞれにつき薬剤選択や治療期間を規定する構成に改めたこと。

3 その他

- (1) 文言の整理等を行ったこと。